

特区における保育士・保育所制度に関する改革提案書

2014年9月25日

株式会社ポピンズ
代表取締役 CEO 中村紀子

内閣府地方活性化推進室長： 内田要殿
内閣府地方活性化推進室次長： 藤原豊殿

株式会社ポピンズは、東京圏の特区において、以下の通り、保育士・保育所制度の改革を提案いたします。

1. 認可保育園における保育士要件の7割化

具体的には、保育所要因の3割までは、保育士の代わりに、幼児教育の専門家（幼稚園教諭免許資格者、小学校教諭免許資格者、体操、音楽、美術、英語、幼児教育、発達心理学、児童心理学などの修士、外国での幼児教育免許資格者）および看護師などの専門職で置き換えることが出来るとするものである。

認証保育園では、現在、その要員の60%が保育士資格を持っていないとされているが、100%が要求されている認可保育園よりも、高評価を得ているというデータもある。そのひとつの理由は、認証保育園が保育士以外の多様な人材を活用し、保育サービスの質の向上を図らせているからであると考えられる。特区の認可保育園では、多様性の強みを最大限に活かそうとするものである。

2. 特区内の都道府県のみにおいて適用される保育士制度の創設

保育士試験を年2回行う場合に、全国保育士養成協議会は、一つの都道府県のためだけに試験問題を作成するのは、コストが高くなるという。しかし、都道府県が独自に問題を作成する場合には、現行の法律の下においても、この協議会以外の機関に作成を依頼することが可能である。ただし、その場合、当該都道府県外からの受験者が殺到し、試験実施のために異常なコストが掛かることを防ぐ必要がある。

この問題を防ぐためには、特区では、当該都道府県独自の試験で獲得した資格が、その都道府県内のみにおいて保育士として通用する制度の創設を提案したい。

都道府県独自の制度は、全国保育士資格と質において勝るとも劣らないものにするが、受験者の殺到を防ぐために、資格の有効性を当該都道府県内にのみに限定するわけである。

ただし、特区内の複数の都道府県がこの制度を採用する場合、協定によって、お互いに相互認証することを妨げるものではない。また、特区内の一都道府県Aが、他の都道府県Bに費用を分担したうえで試験実行を依頼し、Bにおける試験の合格者をAにおける有資格とすることを妨げるものでもない。

以上